

厚生労働省国民保護計画 新旧対照表 (平成23年12月14日変更)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 2 社会保険関係 (4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除 ○ 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。 なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、老健局、年金局及び雇用均等・児童家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。</p>	<p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 2 社会保険関係 (4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除 ○ 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。 なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、年金局及び雇用均等・児童家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。</p>
<p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 4 その他 ④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置 ○ 厚生労働省労働基準局長は、<u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>等から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返還が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>⑥ 移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）の一時貸与 ○ 厚生労働省職業安定局は、<u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u>に対し、武力攻撃災害により住居を失った被災者に、移転就職者等の利用に配慮し、移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）を緊急避難のため一時的に貸与するよう要請するものとする。</p>	<p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 4 その他 ④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置 ○ 厚生労働省労働基準局長は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>等から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返還が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>⑥ 移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）の一時貸与 ○ 厚生労働省職業安定局は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>に対し、武力攻撃災害により住居を失った被災者に、移転就職者等の利用に配慮し、移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）を緊急避難のため一時的に貸与するよう要請するものとする。</p>

